

就職内定者応援ローン

(2024年3月1日現在)

項目	内容
1. 商品名	就職内定者応援ローン（フリーローン）
2. お申込みいただける方	次の条件をすべて満たす方 (1) 静岡県内に居住、もしくは静岡県内の企業への内定が決まった新卒予定者。 ＊ 内定通知書等、内定が証明できる書類を提出いただける方 ＊ 〈ろうきん〉は協同組織の金融機関です。〈静岡ろうきん〉の融資をご利用いただくには、利用資格を有する「ライフサポートセンター友の会」に加入していただきます（入会費用は必要ありません）。 (2) 融資時年齢が満18歳以上満30歳未満の方 (3) 同一居住地に、原則1年以上居住している方 (4) 保証機関（日本労信協）の保証を受けられる方
3. ご融資金のお使いみち	お申込人または2親等以内の親族が利用するもので、以下の目的にご利用いただけます（事業資金・投機目的資金・負債整理資金は除きます）。 ・車関連資金 (1) マイカー購入費用（新車・中古車・バイクなどの購入費用） (2) マイカー関連諸費用（カーナビ・カーオーディオなどの購入費用、保険・車検・修理・免許取得費用等） (3) 他金融機関やディーラーで、上記の目的で利用しているローンの借換費用 ・生活関連資金 (1) 旅行費用、趣味の費用、結婚費用、葬儀費用、物品・家具・耐久消費材の購入費用など生活に必要な費用 (2) 他金融機関等で、上記の目的で利用しているローンの借換費用 ＊ カードローンは除きます。
4. ご融資限度額	300万円以内（1万円単位） ※ただし、自動車ローンで定められた資金用途に限る。なお、生活関連資金としてフリーローンに該当する場合は100万円までとする。 （自動車ローン200万円とフリーローン100万円の併用は可能。）
5. ご融資期間	10年以内 ・ 初任給を得るまでの期間に限り、元金据置が可能です。 ・ ご融資期間は、元金据置期間を含めて10年以内となります。 ・ 元金据置期間中は、利息分をお支払いいただきます。
6. ご返済方法	・ 元利均等毎月返済（均等返済）または元利均等毎月・ボーナス併用返済（均等加算併用返済）からお選びいただけます。 ＊ 元利均等返済とは、毎月およびボーナス（年2回半年ごと）の各返済額（元金と利息の合計額）が一定のご返済方法です。 ・ ボーナス返済（加算返済）を併用する場合のボーナス部分のご融資割合は、総融資額の50%以内とします。また、ボーナス返済（加算返済）の最終期日は、毎月返済（均等返済）の最終期日を超えないものとします。 ・ 当金庫が定める返済日に、当金庫の返済用普通預金口座から返済額を引落とす方法によりご返済いただきます。なお、ご返済日が〈ろうきん〉の休業日の場合、その翌営業日の引落としとなります。 ＊ 内定先に就職後、所属される会員により、返済金を給与から控除し、返済用普通預金口座への入金を行う場合があります。

項目	内容
7. ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利または変動金利のいずれかを選択いただけます。 固定金利では、ご融資時の金利が、最終返済時まで適用されます。 変動金利では、基準金利の変動に伴い、適用金利が変動しますので、金利低下の局面では、適用金利を低く抑えることができますが、金利上昇の局面においては、適用金利が上昇し、返済金額が増加するといった金利変動リスクを内包しています。 <p>* 最新のご融資金利は、〈静岡ろうきん〉本支店もしくはホームページでご確認いただけます。</p>
8. 変動金利ルール	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年2回変動します。 返済期間中の金利は、4月1日と10月1日の見直し基準日に見直します。見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 4月1日の基準金利を直後の6月の返済日の翌日より、10月1日の基準金利を直後の12月の返済日の翌日より新利率を適用します。 <p><具体例></p> <p>○今回見直し基準日（10月1日）の基準金利 = 4.00%</p> <p>○前回見直し基準日（4月1日）の基準金利 = 3.80%</p> <p>この場合、今回見直し基準日は前回見直し基準日と比べて基準金利が0.20%上昇したため、直後の12月の返済日の翌日より適用金利が0.20%上がることとなります。</p>
9. 返済金額の見直し（変動金利融資の場合）	<ul style="list-style-type: none"> 基準金利の変動に伴い、適用金利が引き上げられた場合は、その都度、適用金利、残高、契約書記載の最終期日に基づき、ご返済金額を変更します。なお、適用金利が引き下げられた場合は、ご返済金額を変更することなく、最終約定返済日を繰り上げます。 変更後のご返済金額は、適用金利が反映された直後の返済分より適用されます。
10. 保証機関	<p>（一社）日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。</p> <p><保証機関とは></p> <ul style="list-style-type: none"> 保証機関は、〈静岡ろうきん〉の融資をご利用いただいたお客様に対し、保証人に代わる役割を担うものです。 保証機関は、万一お客様の返済が滞った場合に、保証人としてお客様に代わって〈静岡ろうきん〉に対して債務の弁済を行います。債務の弁済によって取得した求償権をもとに管理回収を行うしくみになっています。 <p>【ご注意】たとえ保証機関が債務のすべてを弁済したとしても、お客様の支払い義務は免責されません。保証機関が弁済した後は、直接保証機関にお支払いをいただくこととなります。</p> <pre> graph TD A["②保証委託契約 (①の契約にあたって 保証人役を引き受ける契約)"] --> B["ローン利用者 (債務者) (保証委託者)"] B --> C["①金銭消費貸借契約 (融資、返済の契約)"] C --> D["<ろうきん> (債権者)"] B -- "保証契約 (①、②に基づき、保証を行う契約)" --> E["保証機関 (保証受託者)"] E --> D </pre>
11. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> 保証料は〈静岡ろうきん〉が負担します。
12. 連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> 会員企業から内定を受けている方は、原則不要です。 会員企業以外の企業から内定を受けている方は、連帯保証人が必要です。 連帯保証人は原則として、ご収入のある実父または実母の方をお願いします。 その他、当金庫または保証機関が必要と判断し、対象の方にご了承いただいた場合は、その方を連帯保証人とさせていただきます。 連帯保証人となられる方に、別途、連帯保証の法的効果・リスク等についてご説明いたし

項目	内容										
	ます。										
13. 担保	不要です。										
14. 利用手数料	ローン利用に関する手数料は、不要です。										
15. 収入印紙代	<ul style="list-style-type: none"> ローン契約書（金銭消費貸借契約書）に所定の収入印紙が必要です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入金額</th> <th>収入印紙代（印紙税額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以下</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>10万円超 50万円以下</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>50万円超 100万円以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 300万円以下</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> *お客様が収入印紙を購入し、貼付いただく他、ご融資金から控除する手続きも可能です。 ローン申込以降、または、ご融資実行後に融資内容の変更を行う場合、変更契約書等に、別途、収入印紙が必要となる場合がございます。 <p>なお、「ろうきんローン受付システム」を利用した「電子契約サービス」をご利用いただくお客様については、ローン契約書（金銭消費貸借契約書）への収入印紙の貼付が不要となります。</p>	借入金額	収入印紙代（印紙税額）	10万円以下	200円	10万円超 50万円以下	400円	50万円超 100万円以下	1,000円	100万円超 300万円以下	2,000円
借入金額	収入印紙代（印紙税額）										
10万円以下	200円										
10万円超 50万円以下	400円										
50万円超 100万円以下	1,000円										
100万円超 300万円以下	2,000円										
16. 就職後の連絡	<ul style="list-style-type: none"> 内定先企業に就職後、就職した旨を〈静岡ろうきん〉へご連絡願います。また、万一、ご融資申込時の内定先に就職しなかった場合についてもご連絡願います。 										
17. 繰上返済	<ul style="list-style-type: none"> 定例の返済とは別に、ご融資金の一部を繰上返済、または、全額返済することができます。 ボーナス返済（加算返済）を併用している場合の繰上返済には、ご返済金額を毎月返済（均等返済）分とボーナス返済（加算返済）に振り分ける方法と、ボーナス返済（加算返済）を優先して返済する方法があります。 「ろうきんダイレクトバンキング」の「ローン随時返済」でもご利用いただけます。 * 2014年1月以降に新規ご利用の無担保ローンのみのお取扱いとなります。 繰上返済に関する手数料は不要です。 										
18. 返済試算額の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 営業店窓口にお申出いただければ、ご試算いたします。 当金庫ホームページからも、ご試算いただけます。 										
19. 仮申込みの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 営業店窓口にお申出いただければ、仮申込書をお渡しいたします。 当金庫ホームページからも、仮審査のお申込みをいただけます。 										
20. 万一返済が遅れた場合等	<ul style="list-style-type: none"> ご契約いただいた返済日にご入金いただけない場合は、オートコールセンターおよび営業店よりご連絡いたします。返済日をご確認いただき、ご入金の遅れが無いようご注意ください。 就職後は給与振込等で確実にご入金することをお薦めいたします。 										
21. 遅延損害金について	<ul style="list-style-type: none"> 契約いただいた返済日にご入金いただけない場合は、遅れている返済分の元金に対し、年利14.5%の日割計算の遅延損害金を返済金と合わせてご請求をさせていただきます。返済日をご確認いただき、入金遅れの無いようご注意ください。 										
22. 信用情報機関への登録について	<ul style="list-style-type: none"> 本ご融資における個人信用情報機関の利用・登録等については、「個人情報の取扱いに関する同意条項」によりご案内しておりますのでご確認ください。 ご返済が滞った場合は、〈静岡ろうきん〉からの督促およびその内容の如何にかかわらず、ご返済が遅れたという事実が個人信用情報機関に登録されることとなります。 										

項目	内容
<p>23. 苦情処理措置 (ろうきんへの相談・苦情・お問合せ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：静岡県労働金庫お客様サービスセンター】 フリーダイヤル 0120-609-123 受付時間 平日 午前9時～午後6時 苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますので、お申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://shizuoka.rokin.or.jp/
<p>24. 紛争解決措置 (第三者機関に問題解決を相談したい場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（電話：054-252-0008）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫お客様サービスセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 また、お客様から、東京の弁護士会（東京三弁護士会）、静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、静岡県弁護士会の各仲裁センター、当金庫お客様サービスセンター、または、ろうきん相談所にお問い合わせください。 【(一社) 全国労働金庫協会 ろうきん相談所】フリーダイヤル 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時

(注)

- ・本説明書の記載内容につきましては、適宜変更する場合がございますのでご了承ください。
- ・お申込みにあたっては、当金庫および当金庫指定の保証機関の審査がございます。
- ・審査の結果により、ローン利用の希望にそえない場合もございます。
- ・仮申込書のご記入内容が事実と異なる場合、正式申込書類ならびに確認資料の内容が仮申込書と相違している場合、また、ご契約までの期間に大きな異動（勤務先の変更等）があった場合には、ご連絡した審査結果にかかわらず、ローン利用のご希望にそえない場合がございます。